

都市交通施策の再整理に 関する検討会

話題提供

埼玉大学大学院理工学研究科 小嶋

2026年3月6日（金）

歩いて公共交通にアクセス しやすい安全な街中へ

▶ 第1-12図 状態別人口10万人当たり交通事故死者数の推移

交通事故の死者は歩行中が最も多い

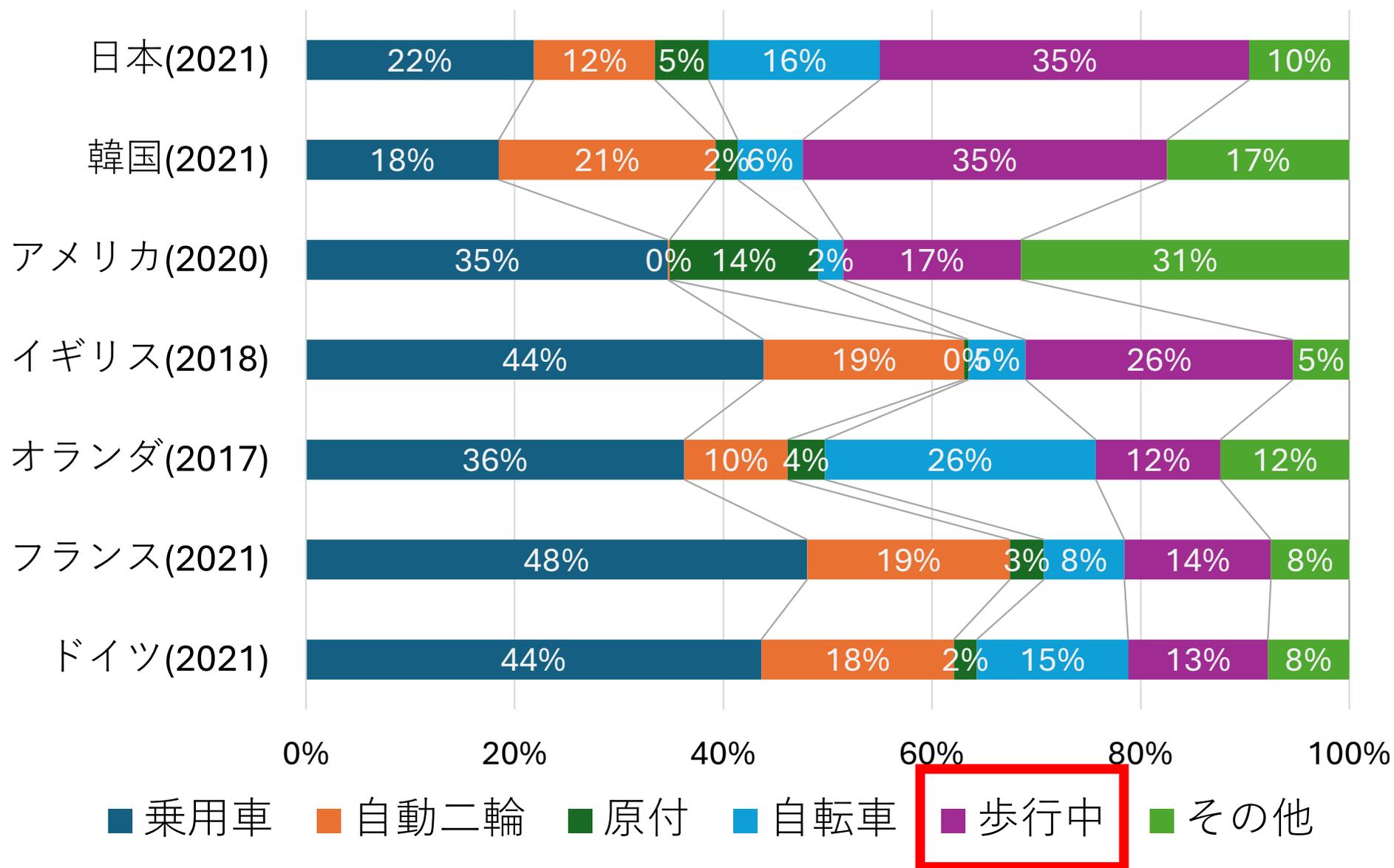


注 1 警察庁資料による。

2 算出に用いた人口は、該当年の前年の人口であり、総務省統計資料「人口推計」(各年10月1日現在(補間補正を行っていないもの。ただし、国勢調査実施年は国勢調査人口による。))による。

出典：内閣府，令和7年交通安全白書

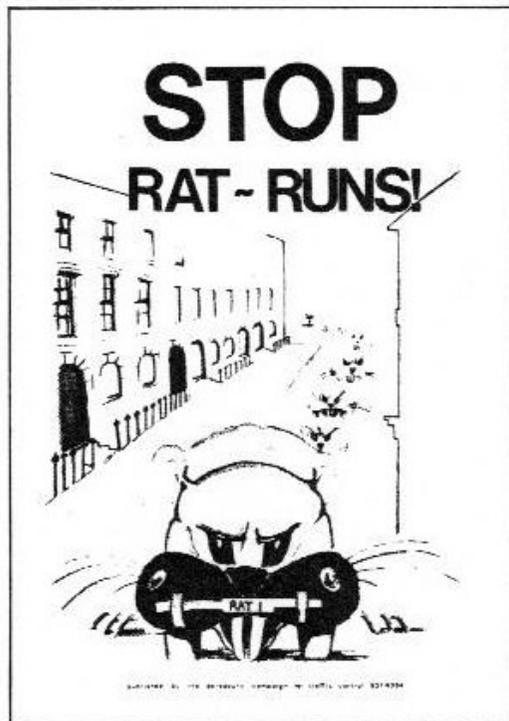
各国の状態別交通事故死者の割合



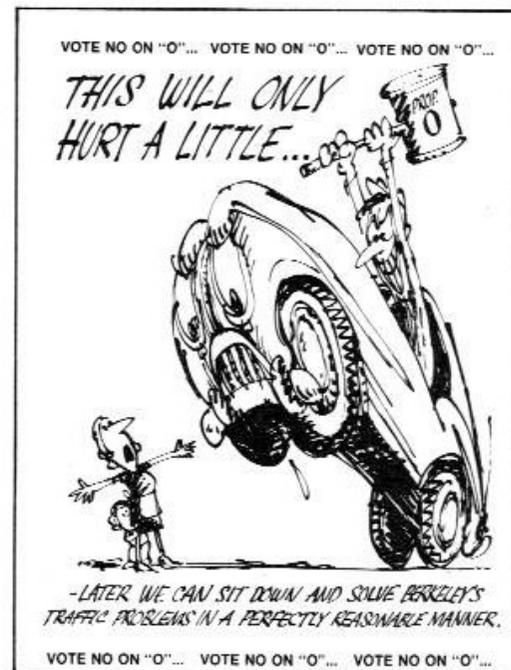
出典：（公財）交通事故総合分析センター,交通統計令和5年版から作成

欧米も人を優先しない車と戦ってきた

Livable Streets (Appleyard, 1981)で紹介されている、抜け道交通に反対するポスター



Poster protesting the rat-runners through the Barnsbury area. Barnsbury Campaign for Traffic Control.



Berkeley: campaign leaflet from Berkeleyans for Fair Traffic Management, the group supporting the diverter scheme.

- 自動車との歴史が長いだけではなく、人と自動車が共存する道路環境のために多くの街が戦ってきた

欧州における ゾーン30の定着

ゾーン30の中に連続して設置された、
自動車の速度抑制のためのハンプ



ゾーン30の中には、自動車の速度を落としたり
抜け道利用を防止するための工夫（物理的デバイス）
ハンプ
道路を盛り上げ、速度が速い自動車に不快感を与える



オランダ Zwolle

狭さく 車道幅員を狭め、低速走行を促す



スペイン マドリッド

シケイン

自動車の通行部分をS字にすることで、運転手に左右のハンドル操作をさせ速度低減をはかる



遮断 道路区間の一部を遮断し、通行を制限



オランダ Zwolle

自動車も歩行者の速度で ～ボンエルフ



オランダ フローニンゲン市

道路上にミニサッカー場

オランダのボンエルフに関する法律
Erven (エルフ、庭)

- 歩行者は道路全幅を使える
- 自動車の制限速度は15km/h未満
- 自動車は指定場所以外は駐車禁止

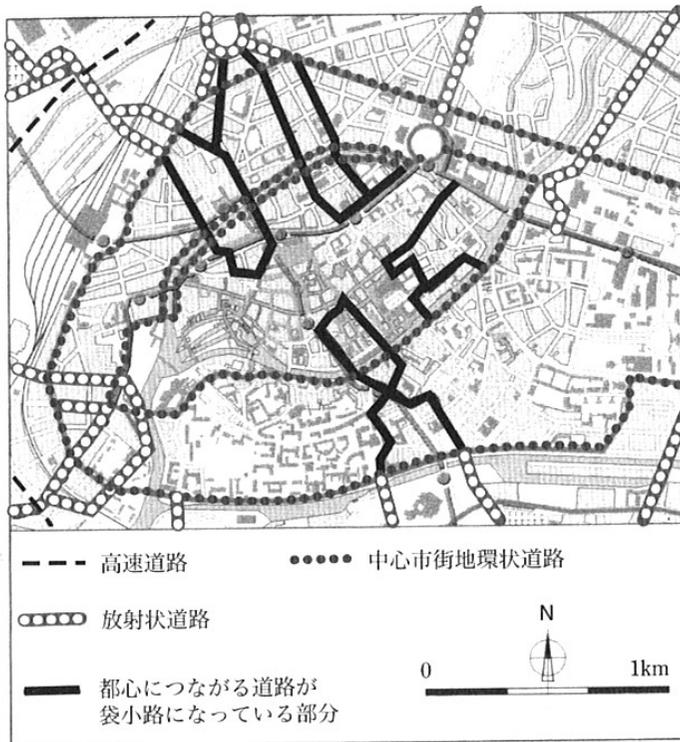
「歩行者専用道路」の交通規制の道路
で、全ての自動車を許可車両とすれば、
日本でも実現できる？

欧州で普及が進むライジングボラード

- 通行禁止規制から除外される車両や通行許可を持つ車両のみが、自動昇降式の車止め（ライジングボラード）を降下させることができる
 - ICカード、ICタグ、リモコン、無線機等を利用
- 無人で確実な規制遵守を促すことが可能
- 欧州ではすでに普及しており、地域に合わせて発展している

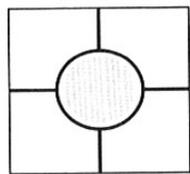


まちづくりの理念 実現のための利用

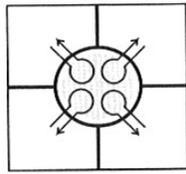


(提供：ADEUS)

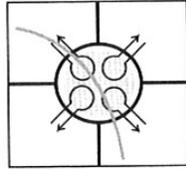
- フランスのストラスブールでは、都心への車の流入を制限する政策をとっている。
- タクシーや緊急車両、住民や商店の自動車に限って歩行者専用道路を通行できるように、ライジングボードを利用



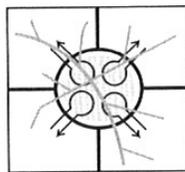
①市内に入る車を都心環状道路に流す



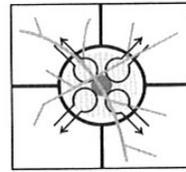
②市内に進入する車はループ式迂回道路に誘導する。市内の通り抜けができない



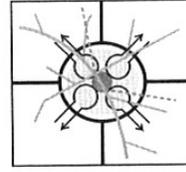
③市内にトラムを通過させる



④トラムが通過しない区域にバス路線を設定する



⑤都心に歩行者専用区域を設ける



⑥楽しんで自転車でまちを通過できる

(提供：CUS)

出典：ヴァンソン藤井、ストラスブールのまちづくり(2011)

ストラスブール

- 中心市街地の歩行者ゾーン、小学校の前に設置



ストラスブール

- 小学校の通学時間（動画）



ストラスブール ライジングボラード位置図

ピンクの範囲：歩行者エリア

●●：ライジングボラード位置

灰矢印：車迂回路

鉄の男駅



航空写真

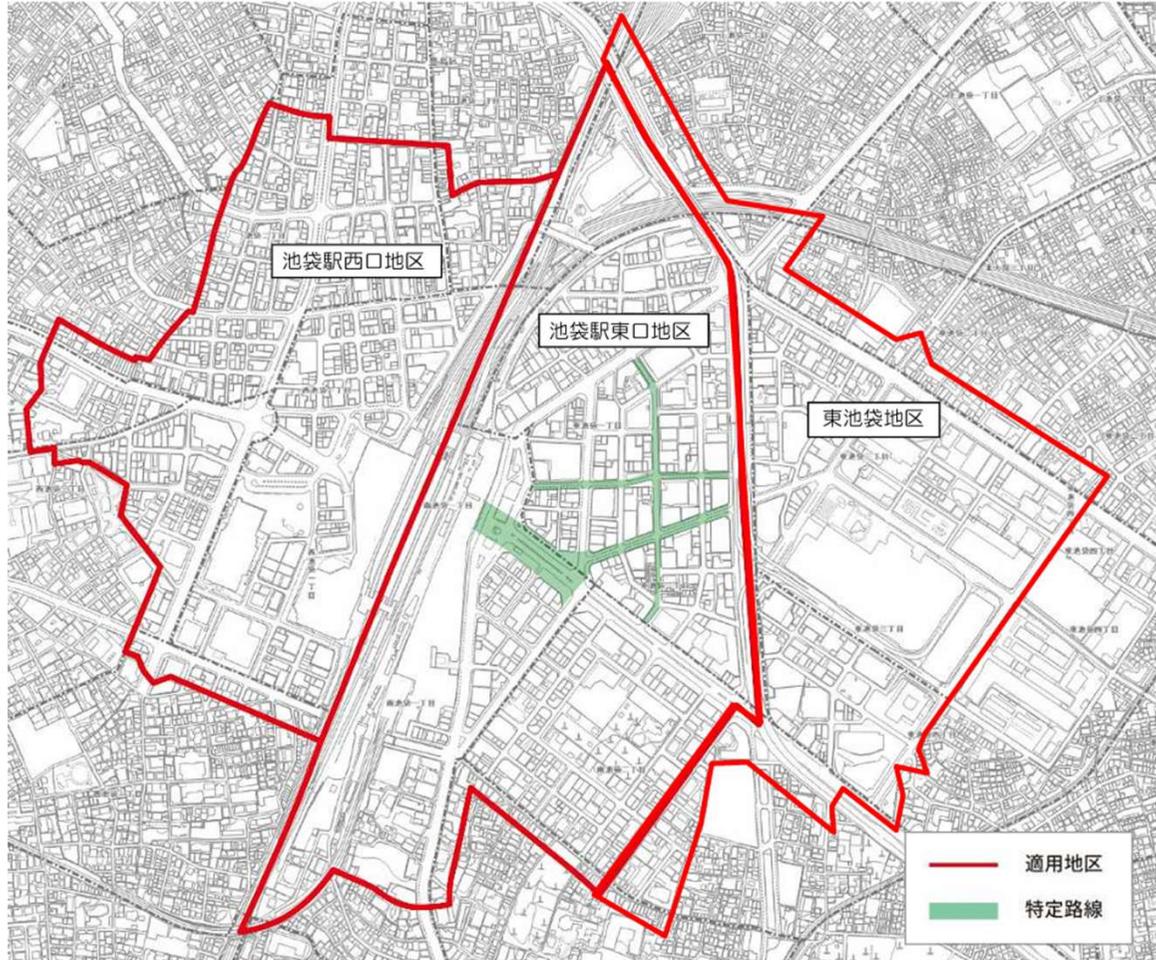
交通状況

交通状況

100 m
500 フィート

駐車場地域ルールで歩行者優先の道路に 貢献する事例：池袋地区駐車場ルール

<地域ルールの適用地区>



- 「歩行者を最優先する路線」を設定し、駐車場の出入口の設置を抑制する方針を打ち出している。
- 「特定路線のみに面する建物」については、貨物車の駐車施設を隔地で設置できる等、例外規定を設定

『特定路線は、「良好な交通環境を有するまちづくりの実現に向けて、歩行者を最優先する路線」と位置づけ、特定路線では、原則として駐車施設の出入口の設置を抑制する』

出典：豊島区，池袋地区駐車場ルール運用マニュアル（令和7年3月改定）

駐車場地域ルールで歩行者優先の道路に 貢献する事例：池袋地区駐車場ルール

令和7年度地域の駐車・交通対策助成事業募集要項

一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会では、「地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱」（別添：以下「要綱」）に基づき、第5期（令和7年4月1日～令和8年3月31日）の助成対象となる事業を募集します。

1. 助成対象となる事業

助成対象事業は以下のとおり。

① 共同荷さばき駐車施設活用促進

（例）共同荷さばき駐車施設の活用を促すための対策

② 共同荷さばき駐車施設整備

（例）駐車マスの大きさの改変による共同荷さばき駐車施設の本備

③ 集約駐車施設整備

（例）駐車マスの大きさの改変による乗用車・貨物車・障害者用の集約駐車施設の本備

④ バリアフリー化への本備

（例）バリアフリー経路本備、障害者用駐車マスへの改変本備

⑤ 「地域の駐車・交通対策」の事業化支援

（例）上記①～④及び「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業の事業化検討を含むコーディネートに関する事業

協力金を活用した
駐車・交通対策の
提案を広く募集

助成対象となる事業者等は任意団体及び法人（地域ルール適用地区内外を問わない）